

平成27年度 第2回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年5月18日（月） 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	7番	南郷隆一郎
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（1人）

会長代行 12番 先間政美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農業振興地域内農用地区域除外について

議案第7号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:30 ~ 14:30 事務局長	<p>ただ今から、平成27年度第2回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は1名欠席ですが、定足数に達していますので、総会は成立します。</p> <p>それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、前回総会から昨日までの会務報告を行います。</p> <p style="text-align: center;">5 / 7 収穫祭検討会</p>
議長	<p>これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、2番田尻委員、3番東委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>【議案第5号について朗読】</p> <p>議案第5号は、売買3件、賃貸借2件、贈与1件となっています。</p> <p>1番1～2 下平川字與原〇〇番地外1筆の合計4,190㎡です。 賃貸借となっています。</p> <p>2番1 田皆字南俣〇〇番地の5,555㎡です。</p>

	<p>売買となっています。</p> <p>3番1 屋者字竿津ノ〇〇番地の1,457㎡です。 売買となっています。</p> <p>4番1 芦清良字大野〇〇番地の1,578㎡です。 売買となっています。</p> <p>5番1 芦清良字ハサマ〇〇番地の808㎡です。 贈与となっています。</p> <p>6番1 上平川字新先〇〇番地の1,608㎡です。 賃貸借となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしてあります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
15番委員	<p>1番説明</p> <p>下平川の〇〇さんから〇〇さんですけども、〇〇さんは〇〇園に勤めています。勤めながらサトウキビとジャガイモを作っています。今のところ、〇〇番地にはソルゴが蒔かれており、ジャガイモの植え付けを予定しています。下のほうは、すでにサトウキビが植え付けされています。機械等も揃っていますので、よろしくをお願いします。</p>

8 番委員	<p>2 番説明</p> <p>住吉に住まいですが、畑が田皆なので私が説明いたします。 ○○さんと○○さんは、又いどこに当たります。この畑は山の谷間にありまして、日当たりが悪く半日は日が当たってないような状況です。この畑にはすでにサトウキビの夏植えがされておりました。○○さんは専業農家で、サトウキビのみを作っております。機械等は全て揃っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
1 5 番委員	<p>3 番説明</p> <p>○○さんから○○さん、○○商会の3男であります。○○商会に勤めながら、ジャガイモを主に力を入れております。機械等は親が持っているので問題はないと思います。よろしくお願い致します。</p>
1 6 番委員	<p>4 番説明</p> <p>4 番について、芦清良の大野地区の○○番、これは○○商会の後ろ当り、○○さんの真後ろになります。住宅地と隣接はしていますが、従来からずっと畑作をしております。譲る人○○さんは、本人からは親父の弟ということで、叔父に当たります。○○さんは先ほど○○委員から説明のあったとおり、今年初めて農業をするというようなことでございます。機械等については、親父さんが沢山持っているんで、十分農業で、暮らせるんじゃないかなと思います。</p>
1 6 番委員	<p>5 番説明</p> <p>○○さんは、お母さんの弟に当たります。したがって叔父に当たります。この方は前年から新規就農支援の事業を受けて去年からスタートというようなことで、○○さんの次男であります。農機具については、親父から借用して、もうすでに就農しております。ご審議をよろしくお願い致します。</p>

1 4 番委員	<p>6 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは家業の写真屋をしながらサトウキビ、バレイショ、ミカンを作っています。農機具については全て揃っています。現地はトラクターでロータリ耕運がされてありました。地域農業を阻害する要因等はありませんので、審議のほうをよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 ただ今の、事務局と地区担当委員の説明がございましたが、何か質問等はございませんか。</p>
議長	<p>ございませんか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決をいたします。 賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しましては、許可決定いたします。</p>
議長	<p>議案第6号農業振興地域内農用地区域除外について、事務局に説明及び朗読をお願いいたします。</p>

事務局	<p>【議案第6号について朗読】</p> <p>議案第6号農業振興地域内農用地区域除外について、説明をいたします。今月は2件あがっています。</p> <p>6-1号</p> <p>申請人 和泊町手々知名〇〇番地 (株)〇〇 代表取締役〇〇氏</p> <p>土地の表示 大島郡知名町大字屋子母〇〇番地 12,238㎡</p> <p>事業計画 産業廃棄物処理場</p> <p>施設の概要 ①事務所 16㎡ ②計量器 20㎡ ③沈砂池 40㎡ ④作業場 4,964.29㎡ ⑤処理前の置場 587.6㎡ ⑥処理後製品置場 436㎡ ⑦車道及び法面 6,174.11㎡ 合計 12,238㎡</p> <p>現地は造成工事が終わっておりまして、そのため始末書を出していただいております。今回の総会で農振除外の意見は農業委員会で出すんですけど、産業廃棄物処理場の申請については、(株)〇〇さんが県に申請済みです。</p>
議長	<p>ただ今の、事務局の説明に対して、地区担当委員からの補足説明はございませんか。</p>
11番委員	<p>これは、地区の同意は得られているの。地下水とか色々問題になってくるはずだけどな。地区の同意はどうなっているのかな。</p>

3 番委員	一応、区長さんには説明をしたみたいですので、区長さんからは、これといった問題は出ていません。
1 6 番委員	<p>この件は、私は、違和感を感じます。まず、申請人は和泊町の方ですよね。なぜ和泊に作らないで、知名に廃棄物処理場を造るのか、町はそれを抵抗もなくすみやかに審議して、私たちの許可を得ずして、県の方にすでに申請をしてある。手順についてはものすごい違和感を感じます。これをすんなり承認してもいいかも知れないが、希望としてはですよ、できれば自分の居住地の市町村に、廃棄物的なものは、出て欲しいなという意見です。</p> <p>これについて、僕は委員だけれど、他の人からの意見はもちろん集めてはありません。ただ、事情が事情だけに、廃棄物処理ということですので、周囲におそらく影響はゼロとは言い切れないので、こういうように思います。一つの意見です。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>この土地自体はですね、名義も(株)〇〇さんの名義になっておりました、代替地も検討したみたいなのですが、その代替地も場所が周囲に畑が多くて、廃棄物処理施設を設置するのに適切な場所でなかったということで今回の申請地になりました。(株)〇〇さんは和泊町でもすでに産業廃棄物処理の業務を営んでおりました、和泊町にも同様の施設があるようです。今回規模拡大のため、申請地で申請した次第であります。</p>
1 1 番委員	<p>これが、下の方だったら良いけど。上の方だからな、地下水とか長い目で見たらな、下の海岸であれば、良いけども。県道から上の方だから、後々もめるんじゃないかと思うんだけどな。</p>
1 6 番委員	<p>今ここで審議されるのは、あそこが畑であるから、それを除外しますよと、これについて良いですかという議案だよ。それ以外の何物でもないんだよね。あとは、何に使おうがこれは正直に申請はしてあると思いますが、何に使おうが私たちの声の届かないところで、作業はされるわけですよ。知名町としてこの姿、前例かもしれないけども、今後あとに何十か所も、こういう廃棄物処理が、仮に他の市町村から知名町に運ばれてくることに対し</p>

	<p>て、対抗もできないのか、あるいは、するつもりは町としてあるのか、どうか確認しておきたいなど、僕なんかは思います。</p> <p>ただ、すんなり建物、住居地を建てるとかいうやつとは、ちょっと内容が違うんじゃないかなと思いますので、慎重に町も一つの方向性を示してですよ、町はこう、農業委員の皆さんはどう思いますかという、案であってほしいと僕は思います。</p>
事務局	<p>たしかに、この地区について危惧しているのは、私も下流域の水質が問題になると言う事があって、3番委員と現地見て、集落の区長さんと相談して、字としてはどう考えていますかという、話はしてあります。</p> <p>地図を見て下さい。この左側が、農業委員会を通さないで既にやっております。と言うのは、既に農振の地区から外れている地区であって、なおかつ、転用農地でもなかったということで、農業委員会はなしで、既に工事がされて現にやっております。その関係で下流域に水質問題があったら影響が出るのかなと思って、一番心配するのは、水質の問題、そして地元の同意と言うのは、担当にそういう事で指示をして、ある程度地元の意見も聞いた方が良くってあります。農業委員会は、雑種地になっているので、農地の転用ではなくて、農振地区から外して良いかという審議の考え方です。</p>
事務局	<p>この件については、県の方に申請がありまして、県の方から役場に関係法令の規制がないかの照会がありました。それで役場の全課で調べたところ該当があるのが、こちらの農業振興地域内の農用地区域のみの規制で、あとは特に法令の規制はなかったので、今回申請が出てきましたので議案にあげることになりました。</p>

事務局	<p>農地が原野であっても、畑になっていたら転用関係の許可できますが、今回の場合は農振の除外ということになっております。たまたま外周部に接していたので、これが外周部に接してなかったら許可も通らないと思います。ただ、これから、農業委員会の意見を付して、大島支庁にあげますので、大島支庁の判断も仰がなければならないと。これは大島支庁がオッケーしないとこれは通りませんので。この辺が半々と言うか、農振のラインの線の関係もあるんだけど、ほとんど森林の中を突きっている様な農振の配置の仕方をしているのと、それとあと、1万㎡を超える開発については規制がかかると思います。色々な課に関わってきているので、16番委員が言うように、たしかにそういった面もあるんだけど、全然素通りしているわけではなく、それぞれの課に関わってきてクリアしてきてやっていますので、理解していただきたいなということです。私なんかも、今の時点でこれが支庁で通るかどうかもはっきり、まだわからないですよ。</p>
16番委員	<p>和泊の行政は、これに関しては関与を一切していない。</p>
事務局	<p>ですね。はい、通ってないと思います。</p>
16番委員	<p>これが、一つの前例になって、たとえばA社が認可された、B、Cと、ひょっとしたら他の市町村から知名町にそういう物が造り易いから、許可がもらい易いから、そういう話が伝わったらだめだから。県の許可、大島支庁という話があったが、たしかに彼らの管轄内になるわけだから。知名町で住民の意見が最優先されるべきであり、県が許可しない、するかは問題じゃないと思う。今、大事なのは、この農用地の除外はすでに違反して、農地ではなくなっているんだよね、これは農業委員としてだめだとはっきり明言すべきで、この始末書が出たとか出ないとか、僕は分からないけど、それ以前の問題なんですよ。私たちがそれをすんなり良いよと、こうなったから、お墨付きを与えるようなものなのですよ。僕たちは転用良いですよと、今度は廃棄物の工場造っていいですかと言う許可は県がやるちゅうような事だから、手を離れて</p>

	<p>しまつて、自分たちの、知名町からの、役場も関与しないようになるから、それでほんとにいいのかねと言う疑問がものすごいある。大島支庁にも僕の意見を全部出していいよ。こういう意見があったよとね。</p>
議長	<p>これ、前はあそこ、大山の下平川から上がって行ったところ付近に、〇〇があったんじゃないかな。</p>
事務局	<p>あれは、碎石場で以前問題があった所です。下流の水系を乱したり、水が出なくなったり濁ったりと問題が出ました。</p>
16番委員	<p>利用者が知名町の人であれば、そう大きな問題にならなかったかも知れんが、当時は外の市町村の人がやったものだから、感情的なものがあったとは思うけどね。大きな問題になった経緯がある。</p>
議長	<p>どうですかね皆さん。</p>
議長	<p>何か、ほかにございませんか。2番委員</p>
2番委員	<p>僕も、現場を見には行ったんですけど、たとえば許可をしないとなったら、どうなりますか。</p>
事務局	<p>法的なものに照らし合わせて、許可出来ない理由というか、根拠がないと、反対で出せるかどうか、検討しないと。向こうも死活問題だからね。</p>

事務局	<p>農業委員会としては、農振法の除外をして、よろしいですか、だけの問題で、今から後、廃棄物とか、農業委員会としての意見を求められて出している。上のほうは、大島支庁があって支庁が色々な判断をするだろうし、16番委員が言ったように、地域の人達の意見を尊重されるべきです。</p>
2番委員	<p>もともとは、知らなくてやったんですかね。始末書を書いているということは。</p>
事務局	<p>聞いてみないとわかりません。</p>
2番委員	<p>始末書の中身は、どういう内容だったのか。</p>
事務局	<p>「 始末書朗読 」</p> <p>不注意で、手続きを経ないで開発行為を行ってしまいましたということです。</p>
18番委員	<p>県の申請は、いつになっているの。</p>
事務局	<p>県の申請は、こちらに情報はきてないですけど、県から役場に照会がきたのが、3月27日あたりですね。企画課から各課に該当する規制はないかの照会がきています。</p>
議長	<p>どうですか。</p>

18番委員	<p>そうしたら、これは開けているの分かっていて、1回行ったよな。</p> <p>事務局と知名と私と屋子母の委員と行って見て、それから後、屋子母の委員と見に行っているのよな、その時いつに指導したのかよな。事務局と担当で、これから行くとペナルティとか色々言うんだけど、こちらから指摘したから県に申請したのか、4月10日付で出しているから、これは指摘しない限りは、ほって置く可能性があるわけよね。そう言う時のペナルティは町で何か作らなければならないと思うわけよね。法的にはどうもないかも知れないが。照らし合わせていけば、だけど16番委員が言ったように、担当集落の人がどう思うかといった時には一言、ペナルティを与えて、ちょっと待ったをかけるとか、何かをしない限りは、常に入ってくる可能性が出てくると思うわけよな。指摘してからしか申請もしてないし連絡もきてないと思うわけよな、そういったのは農業委員も含めて法的には通るはずだけど農業委員としては一つのペナルティはやって欲しい。注文つけないといつまでたってもずるずるなる、可能性が出てくる。それは16番委員が言ったとおりだと思うわけよな。</p>
議長	<p>これ、法的には仕事を一時停止できるわけ。</p> <p>一時的に停止することによって、反省の意味もできるからね。勝手にできないと言うことで。</p>
16番委員	<p>議長、私たちに与えられている権限はですよ、申請地の周囲の畑がこの廃棄物の影響を受けて、農業振興に支障があるかないか否、ただそれだけなのよ、それ以外の事は僕なんかには発言する権限はないから、この一点について、周囲の畑の皆さんが、構いませんよと、合意形成ができていれば、私たちも合意しやすいんですよ、承認しやすいんです。だから、これもなされてない、ましては申請も後手になっている。はたして今回私たちがすんなり良いですよ、こういう事をしていいのかねという、素朴な疑問がある。ただそれだけの話。</p>
議長	<p>一番は、周りの畑の同意があればね。</p>

1 6 番委員	<p>同意があれば異議を唱える必要はないと考えます。</p> <p>あと、これが産業廃棄物処理場なのか、置場なのか、役場当局が監督官が行って指導監督する権限は、別にある。ただ畑の影響だけ私たちが審議する。それに関する法律が農地法に書かれているから、それに照らしてやれば良いと思いますよ。農業振興に支障があるか否。それでいいと思います。</p>
議長	<p>みなさんどうですかね、そうしたら周りの畑の話を聞いた後にもう1回するとしましうかね。</p> <p>みなさん、意見としては、どうしたらいいですか。</p>
1 6 番委員	<p>合意というのは、文書で合意するんじゃないくて、たとえば30、40名の地権者がいると思いますよ。その周囲1キロなら1キロで良いし、青い線のラインだけでもいいし、隣も含めても良いし、影響のありそうなところの地権者にこういう廃棄物処理場ができるけど、いいかねと口頭で良いと思いますよ。30名が賛成してます、という情報が入れば、参考に審議すればいいんじゃないかなと思います。それこそ書類でハンコ押すとか合意、賛成か反対そういう事はいらなと思いますよ。私が判断するための材料、合意形成ができていますよという、それが分かれば良いと思います。後から、色々言われる可能性があるんですよ。</p>
事務局	<p>同意書なんですけど、畜産の施設を造る時は隣接地主の同意が必要なんですけど、今回の案件では特に同意書は必要とは謳われてはいないんですよ。</p>
1 1 番委員	<p>畜産はいいんだけどさ、産業廃棄物は規模が違うからな。畜産とちょっと考えは違うけどな、色々なものが集まるから、周りの人が良いよと言ってあればそれはいいけど。恐らく、あちこちから、色々くるはずよ。それが合意のうえで良いよということであればいいんだけど、農業委員が許可したと言われる可能性があるからな。</p>

議長	何か問題が起こった場合は、農業委員会に除外して許可出したかと、くるわな。
事務局	3番委員、周りの意見とかは、〇〇さんから聞いてはなかったですか。
3番委員	そこまでは、聞いてないですね。
17番委員	これは、除外だけ許可しても、造るのは別でしょ。
事務局	そうです。今、申請しているところ。最初は水質を一番心配したのよ。一応、知名よりも屋子母の区長さんに確認して、字の集会等で話して、オッケーであれば、良いんじゃないかという考えで、区長の同意も求めたほうが良いんじゃないかという話になったんだけど。たしかに〇〇が言うように、法的にこっちが出す書類としては、同意書はいらないのよな。ただ、いらないんだけど、今、11番委員、16番委員が心配したように、ここのバックデータとして、字からこういう意見があつて大丈夫でしたよと、許可判断の根拠にするのはいいかもしれない。
18番委員	屋子母の字にまかせばいい。字が集会でオッケーを出せばそれでいいわけ。
事務局	水をかけながら作業を行うので、粉じんは飛ばない。下流域が影響を受けるので、下にしか水は流れないので、一回話してもらえませんか。

議長	集会を持ってもらって、周りの人が良いのかどうか、確認したうえでないと、それを勝手にして文句が出てきたら困るよ。
3番委員	字に聞いてからね。
議長	皆さん、一応、屋子母の皆さんに集会をもってもらって、処理場の周りの畑の主たちがどう思っているのか、聞いてみましょうね。 それは、来月にまわすと言うことで、よろしいですかね。 (はいの声あり) 碎石場の〇〇さんも簡単にいかないなど、思うかもわからないけど。この書類は来月にもう一回ね。
議長	来月にする事になったと連絡してね。 (はいの声あり) 3番委員よろしいですね。 (はいの声あり)
16番委員	議長、今のは、一応表決必要だと思います。
議長	今の議案に対して、来月に回すということでよろしいですかね。 (はいの声あり)
議長	挙手でお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、来月に回します。

議長	議案第6の2号、農用地区域除外について、事務局お願いします。
事務局	<p>6-2号朗読</p> <p>申請人 知名町正名〇〇番地 〇〇氏</p> <p>土地の表示 大島郡知名町大字正名〇〇番地 1,061㎡</p> <p>事業計画 農家住宅</p> <p>施設の概要 ①住宅 141.26㎡ ②通路 152㎡ ③駐車場 300㎡ ④植栽・花壇 209㎡</p> <p>正名の若者定住住宅に隣接している土地です。 県営畑地帯総合整備事業第二知名西部地区基盤整備実施地区であります。工事完了公告後8年経過している土地です。 住宅等3戸以上に連担している土地であり、除外の要件を満たしている土地であります。</p>
議長	ただ今の、事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員お願いします。
7番委員	この土地については、刈取り収穫後ロータリーを掛けてあります。周りに民家がたくさんあり、問題等は何もありません。ご審議をお願いします。

議長	ただ今の、事務局及び地区担当者から説明がありましたが、質問等ありませんか。ありましたら挙手をお願いします。
議長	<p>なにかございませんか。 (はいの声あり)</p> <p>よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は、許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第7号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について事務局に説明及び朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。</p> <p>今月は、利用権設定が4件あります。</p> <p>【議案第7号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1～2 正名字大平〇〇番地外1筆 合計7,244㎡</p> <p>使用貸借 10年の再設定となっています。</p>

	<p>2番1～4 新城字大平〇〇番地外3筆 合計8,745㎡</p> <p>賃貸借 10年の再設定となっています。</p> <p>3番1 久志検字水窪〇〇番地 11,331㎡</p> <p>賃貸借 10年の再設定となっています。</p> <p>4番1 黒貫字親田〇〇番地 3,150㎡</p> <p>賃貸借 1年の新規設定となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p>
議長	<p>それでは、地区委員から補足説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは兄弟です。〇〇さんは長男と一緒にサトウキビ、バレイショ、を作っています。農機具は全部揃っております。地域における取組について阻害する恐れはありませんので、ご審議のほうをお願いします。</p>
1番委員	<p>2番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人で、畑のあるところは、阿場の海岸沿いの所です。他の作物はできないという事で、飼料作物しかできないという事で、〇〇さんに貸しているわけです。〇〇さんは畜産専業で、15頭で平均して子牛が7頭から10頭位いるわけです。畜産用の機械は全て揃っております。以上です。</p>

1 1 番委員	<p>3 番説明</p> <p>上平川の〇〇さんと久志検の〇〇さんは、いとこの関係になります。〇〇さんは認定農家でタバコをメインに、ジャガイモ、サトウキビを耕作しております。夫婦、おやじも現役で3人で常時しています。農機、トラクター類は全て揃っていますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
1 6 番委員	<p>4 番説明</p> <p>芦清良と黒貫の接点の当りです。芦清良の〇〇さんの息子さんです。〇〇さんは先ほど説明したとおり、新規就農者ということで、前年から頑張っております。〇〇さん本人から全ての農機具は借りてやりますということです。支障は全くないと考えます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいまの原案に対して、事務局及び地区担当委員から補足説明がありました、何かございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり) それでは採決いたします。ただいまの原案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)</p>
議長	<p>ありがとうございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>
議長	<p>それではその他について、事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>次回総会 平成27年6月19日(金)午後1時30分より 16～18日議会のため18日予定を19日とします。</p>

農林課	(1) 収穫祭について
議長	以上で、平成27年度第2回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年5月18日

議長 平井久元

署名委員 田尻博樹

署名委員 東正亮